

不適合事象の種類	負傷事故が発生したもの(区分3)
不適合事象発生場所	リサイクルプラザ棟/プラスチック製容器包装手選別コンベア
不適合事象発生日時	令和7年 5月 19日 13時 15分頃
1) 不適合事象発生概要	プラスチック製容器包装ごみの手選別作業中に、注射針が指に刺さった。
2) 不適合事象の原因	プラスチック製容器包装ごみの中に、針付き注射器の入った小袋が混入されたことによる。
3) 被害状況	①設備・装置の被害状況：無
	②人的被害状況：有(2名)
	③二次被害状況：無
	④周辺環境への影響：無
4) 不適合事象発生時の対応等	負傷者自らが、消毒液による消毒を実施した。 針付き注射器をコンベア上から除去し、手選別ラインに危険物が無いことを確認後、運転を再開した。 後日、負傷した手選別作業員2名は医療機関を受診した。
5) 施設稼働停止の状況及び復旧日時	施設稼働停止時間：0.5時間 復旧時間：令和7年 5月 19日 13時 45分 頃
6) 不適合事象の調査及び防止対策等の状況	① 不適合事象対策本部の設置：無
	② 周辺環境調査の実施：無
	③ 不適合事象調査委員会の開催：無
	④ 復旧作業・不適合事象防止対策・改善策等
	【不適合事象防止対策等】 (1) 手選別作業員の保護具の見直し(作業性も考慮しつつ、現在使用している手袋より、耐切創性、耐突刺性に優れた手袋へ5月末より変更) (2) 異物を取り出す際は、器具(トング、長さ45cm程度)を使用 (3) 危険性の高い異物が混入している可能性を有していることを再認識するとともに、注意喚起を促す掲示物を作成し、作業場内に設置 (4) 選別マニュアルを改訂し、手選別作業時に鋭利な異物が混入するなどの危険性に関する注意喚起を追記 (5) 負傷事故の発生時において、運転所長及び統括所長への速やかな報告の徹底
7) その他	

経過報告

令和7年5月19日

(13:15頃)

- ・プラスチック製容器包装ごみの手選別作業中に手選別作業員Aが破袋されていない小袋を発見。破袋するために袋を握ったところ、右手人差し指に痛みを感じた。
- ・手選別作業員Bは、手選別作業員Aが破袋した小袋の中に注射器が混入していることを確認した。
- ・手選別作業員Bは、破袋された小袋から出てきた注射器に針が付いていることに気付かず、注射器の入った袋を取り上げたところ、右手小指に痛みを感じた。
- ・手選別作業員Aの向かいで作業をしていた別の手選別作業員が、手選別コンベアの運転を停止した。
- ・負傷した手選別作業員2名は、作業場内の机上に設置された消毒液による消毒を実施した。

(13:45頃)

- ・手選別作業員Aが、コンベア上から塵取り等で注射器を除去し危険物がないことを確認した。
- ・負傷した手選別作業員2名は、指の痛みが治まり、自身の判断で作業継続は可能と判断した。
- ・手選別責任者は、負傷した手選別作業員2名に確認後、手選別コンベアの運転を再開した。

令和7年5月20日

- ・手選別責任者から運転所長へ注射器の混入の報告があり、運転所長から統括所長に報告があった。
- ・統括所長から組合に注射器の混入を報告した。

令和7年5月21日

- ・注射器の混入の報告を受け、組合職員と統括所長及び運転所長が現場にて混入時の状況を確認する中で、手選別責任者より手選別作業員2名が注射針により負傷したとの報告を受けた。
- ・統括所長及び運転所長は、手選別責任者に対して以下の2点を指示した。
 - ① 自社(プラスチック製容器包装の手選別業務を受託する会社)における責任者への報告
 - ② 負傷した手選別作業員2名の医療機関の受診

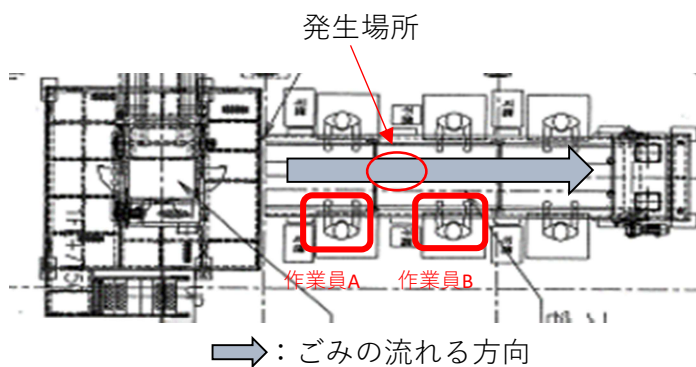
○応急措置等の内容

- ・作業場内にて負傷した手選別作業員の手指を消毒(作業場内に常備している消毒液を使用)
- ・負傷した手選別作業員は、医療機関を受診

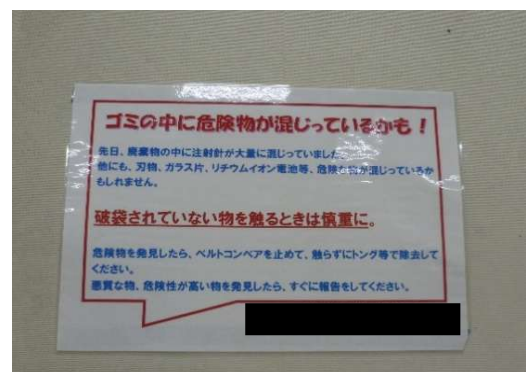
- ・統括所長:JFEエンジニアリング(株)(施設運転管理及び維持管理部門の現場統括責任者)
- ・運転所長:JFE環境サービス(株)(JFEエンジニアリング(株)の中小委託事業者で施設運転管理部門の責任者)
- ・手選別責任者:JFE環境サービス(株)の中小委託業者(プラスチック製容器包装の手選別作業の責任者)
- ・手選別作業員:JFE環境サービス(株)の中小委託業者(プラスチック製容器包装の手選別作業の作業員)



1. 発見された注射針



2. プラスチック製容器包装の手選別の配置図



3. 掲示物
(手選別作業員の目上の高さに壁面に設置)



(正面)



(背面)

4. 手選別作業員の姿見